

アルゼンチンの労働・雇用事情

～ (1) 規定と社会保障負担～

(2020年2月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ブエノスアイレス事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブエノスアイレス事務所が、現地法律事務所 Estudio Lopez Del Carril に作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブエノスアイレス事務所
E-mail：ARB@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

アルゼンチンの労働・雇用事情

～ (1) 規定と社会保障負担～

アルゼンチンでの労働者雇用は、主に労働契約法（[Ley de Contrato de Trabajo、法律第 20744 号](#)）に基づき定められている。国内における外国人の雇用に対しても同様に同法が適用される。

労働契約法は、労働契約の形態を定めており、基本的な契約は雇用期間に期限を設定しない無期限契約がある。その他に特別な契約形態として、最長 5 年間の固定期間契約、特定期間にもみ雇用が発生する産業に限る季節契約、一時的なイベントや業務代行のための臨時契約、特別な取り組みによる雇用主と数人が構成するグループ間の契約が存在する。

労働時間は一般的に 1 日 8 時間、あるいは週 48 時間とされ、年間に労働者が取得できる有給休暇は、勤続年数 6 カ月～5 年までの場合は 14 日、5～10 年の場合は 21 日、10～20 年の場合は 28 日、20 年以上の場合は 35 日とされている。

給与の支払いについては、金銭以外(物品、住居、食品など)の場合、給与額の 20% までを認めるとある。最低賃金も規定されており、定期的に国家雇用生産性最低賃金審議役(Consejo Nacional del Empleo, la Productividad y el Salario Mínimo, Vital y Móvil)によって金額が定められる。本レポート執筆時点(2020 年 2 月)での正規雇用の月額最低賃金は、1 万 6,875 ペソ(約 3 万 228 円、1 ペソ=1,79 円)で、2019 年 10 月から有効である。また、6 月と 12 月の年 2 回に分けて、それぞれ給与 1 カ月分相当の賞与(通称 [Sueldo Anual Complementario](#) または [Aguinaldo](#))が支給される。

定年退職は、男性 65 歳、女性 60 歳で、30 年間にわたって社会保障費を納めていれば老齢年金支給資格を得る。性別問わず 70 歳まで雇用契約を継続することができるが、30 年の納付期間を満たした場合、雇用主側は、従業員の定年退職手続きを開始するよう求めることができる。

年金、家族手当、医療サービスなどにかかる雇用者による社会保障関連負担金については、業種別に負担率が異なる。2017 年に定められた税制改革では、2022 年まで段階的に 19.50%に統一させる予定だったが、アルゼンチン政府は 2019 年 12 月 23 日付官報を通じて社会連帯・生産性回復法([法律第 27541 号](#))において、現状のままに保つ方針を発表した。同法では、第 3 章において、商業・サービス産業、または年間売上高が 4,800 万ペソを超える企業の各従業員あたりの社会保障納税額は給与の 20.4%、その他の業種は 18%に維持する、また、社会保障負担の課税対象となる給与額は、7,003.68 ペソ以上とされている。

社会保障の負担項目とその負担率は、以下のとおり。

負担項目	負担率	
	商業・サービス産業 または 年間売上高 4,800 万ペソ を超える企業	その他業種
年金	12.35%	10.77%
年金者医療 (INSSJP)	1.57%	1.59%
家族手当	5.40%	4.70%
雇用基金	1.08%	0.94%
合計	20.40%	18.0%
労働者医療保険	6.0%	6.0%

ちなみに、労働者側が年金、年金医療、医療保険として負担する率は、業種問わず給与の 17%となっている。